

令和5年度 指定管理業務 事業評価書

施設名	蔵波会館
施設担当課名	生涯学習課
指定管理者名	蔵波区
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間のうち5年目）
利用料金制	☒ 導入 ☐ 一部導入 ☐ なし ※「一部導入」は利用料金制を導入しているが指定管理料を支出している施設

1 施設の概要

施設の所在地	袖ヶ浦市蔵波57番地
施設の設置目的	地域住民等の体育、娯楽、研修及び集会等の場所を提供し、もって市民の文化の向上と福祉の増進を図る。
指定管理業務内容	（1）会館の利用の許可に関する業務 （2）会館の施設及び設備の維持管理に関する業務 （3）前2号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 利用状況

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
開館日数（日）	360	360	100.0%	359	100.3%
施設利用者数（人）	1,500	1,190	79.3%	917	129.8%
貸室（設備）稼働率（%）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業開催数	0	0	—	0	—

3 施設の経営状況

（単位：千円）

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
指定管理料	0	0	—	0	—
利用者当たり管理コスト	0.25	0.28	111.8%	0.43	65.7%
利用者当たり自治体負担コスト	0.00	0.00	—	0.00	—

〔 評 価 結 果 〕

評価項目	評価基準	自己 評価	担当課 評価	
I 履行の確認				
1 施設全般の管理運営に関する業務				
(1) 職員配置	基準に基づき、適切な人員配置がされたか	－	－	
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	－	－	
(3) 利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	－	－	
2 利用者に関する業務				
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか	A	B	
(2) 利用[使用]料金	利用料金の設定、利用[使用]料金の徴収・減免・還付の手続は適切であるか	A	A	
3 保守点検並びに清掃等業務等				
(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	A	A	
(2) 清掃業務・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	A	
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	－	－	
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	－	－	
4 事業の実施に関する業務				
(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	A	A	
(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	－	－	
5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	A	A	
I の 総 括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 12 個》	6個	A	A
* 指定管理者の自己評価	袖ヶ浦市地区会館設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、蔵波会館の利用に関する業務及び施設、設備の維持管理に関する業務を適切に行った。			
* 施設担当課の評価	基本協定に基づく業務を適切に履行しており、良好である。			
II サービスの質の評価				
1 利用者満足度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	－	－	
2 維持管理業務 (清掃、備品等の維持管理)	日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	A	A	
3 運営業務 (貸出状況、接客対応等)	備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか 利用許可など利用者への接客対応は適切であるか	A	A	
4 指定・自主事業(事業内容の質)	実施された事業内容は、質の高いものであったか	A	A	
II の 総 括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 4 個》	3個	A	A
* 指定管理者の自己評価	袖ヶ浦市地区会館設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、蔵波会館の利用に関する業務及び施設、設備の維持管理に関する業務を適切に行った。			

様式5【指定管理者及び市作成】

* 施設担当課の評価	基本協定に基づく業務を適切に履行しており、良好である。
-------------------	-----------------------------

総 合 評 価		I・II を合わせた総合評価	自己 評価	担当課 評価
			A	A
総合評価に係る 総括意見	指定管理者	袖ヶ浦市地区会館設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、蔵波会館の利用に関する業務及び施設、設備の維持管理に関する業務を適切に行った。		
	施設担当課	地域住民等の体育、娯楽、研修及び集会等の場所として、施設の設置目的に沿った管理業務を履行できており、良好である。		
その他特記事項 (成果・改善等)	指定管理者			
	施設担当課			

《評価区分》

①評価基準	A (優 良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である B (良 好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である
②総 括	A (優 良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である B (良 好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている
③総合評価	A (優 良) = 総括がすべてB以上であり、かつAが1つ以上である B (良 好) = 総括がすべてB以上である C (課題含) = 総括がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている